

議案第41号

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の
制定について

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法に規定する食費の基準費用額の改正に伴い、所要の改正
を行う必要があるため。

西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

西脇市立介護老人保健施設条例（平成17年西脇市条例第 102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）	種別	金額	金額
使用料	通所リハビリテーション及び び介護予防通所リハビリテ ーション	（略） 食費 夕食（おやつを含む。）代 <u>560円</u> おむつ代 実費相当額	（略） 食費 夕食（おやつを含む。）代 <u>525円</u> おむつ代 実費相当額
	短期入所療養介護及び介護 予防短期入所療養介護	滞在費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 1,728円 食費 一日 <u>1,545円</u>	滞在費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 1,728円 食費 一日 <u>1,445円</u>
	介護保健施設サービス	居住費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 1,728円 食費 一日 <u>1,545円</u>	居住費（多床室） 一日 437円 （従来型個室） 一日 1,728円 食費 一日 <u>1,445円</u>
備考（略）		備考（略）	

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。